

令和8年度

いじめ防止基本方針

富山市立奥田北小学校(小8)

目 次

1 奥田北小学校いじめ防止基本方針について

- (1) 目的
- (2) 基本理念

2 本校のいじめの実態と課題について

- (1) 本校の実態
- (2) 本校の課題

3 いじめ問題への対応について

- (1) いじめの防止のための取組
- (2) いじめの早期発見のための取組
- (3) いじめが起きたときの対応

4 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは
- (2) 重大事態の対応についての留意事項

1 奥田北小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立奥田北小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「奥田北小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- 令和 7 年度は、相手を蔑む悪口等の言葉による事例や相手の身体にパンチするなどの暴力を加える事例、相手の物を触る、投げるなど相手が嫌がることを継続的に行う事例を認知しました。

(2) 本校の課題

- 子供たちは、集団でのふざけの延長や後のことを考えずに衝動的に身体接触をすることが、相手を心身共に傷付ける行為をしている重大性に気付いていません。
- 発達段階に応じたいじめの「未然防止」に努める必要があります。低学年から相手を思いやる心を育む指導を充実させ、中学年では嫌なことは自分で伝えるなどのソーシャルスキルを高め、高学年では子供自らがいじめを許さない意識を高めるなど、心を磨くことを段階的に進めたいと考えます。
- 言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動を、子供を巻き込みながら、教職員全体で引き続き努める必要があります。
- 学年や学級、縦割り班（ひまわり班）での人間関係づくりに努め、学校の教育活動全体を通して、自己肯定感や自己有用感を高める必要があります。
- 今後、クロムブックを使ったチャット、携帯電話、ゲーム機等の通信機能を使ったいじめの懸念があるので、ネットモラルに関する指導及びクロムブックを使ったチャット等の内容の把握、制限、監視を一層しっかりと行う必要があります。また、保護者の協力も得ることが大切であると考えます。
- 新学校目標「自分のよさを伸ばし、主体的に活動する子供の育成」の具現化に向け、他人を思いやる心や共感力を高めていきます。「よりよい自分」をイメージし、そこに至るために自分ができることに粘り強く取り組ませていきます。また、自分で考え、行動する姿、自己選択・自己決定を大切にし、問題解決に向けた試行錯誤を通して、自他の成長につなげる姿を目指していきます。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめ防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、実際の事例や動画等を教材に児童同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど体験的な学びの場を用意し、子供の社会性を育み、いじめをしない・させない・許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・個々の自己存在感や自己有用感を高められるよう形態を工夫しながら、個々が活躍できるような場づくりや人間関係づくりを行っていきます。みんなでひまわり憲法を守ってよりよい学校をつくっていくためにはどうしたらよいかなど、学校づくり会議を中心に子供が主体的に考えられるよう進めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で研修会をもつなどして共通理解を図り、未然防止に努めます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。【表2】

(2) いじめの早期発見のための取組

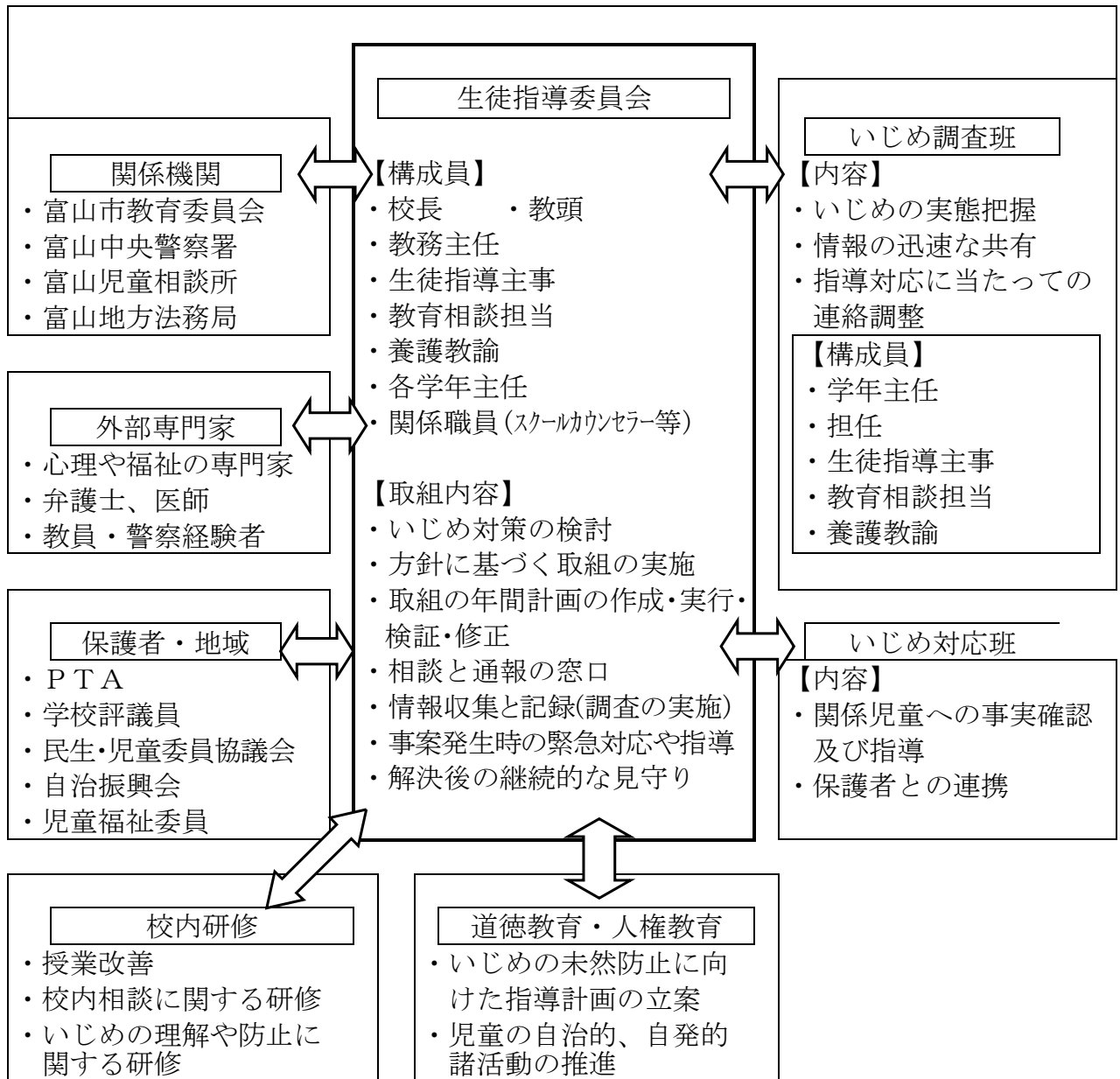
- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全員で共有し、解消に向けて、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。【図1、「いじめ事案初期対応」実践フローチャートの活用】
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。

- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



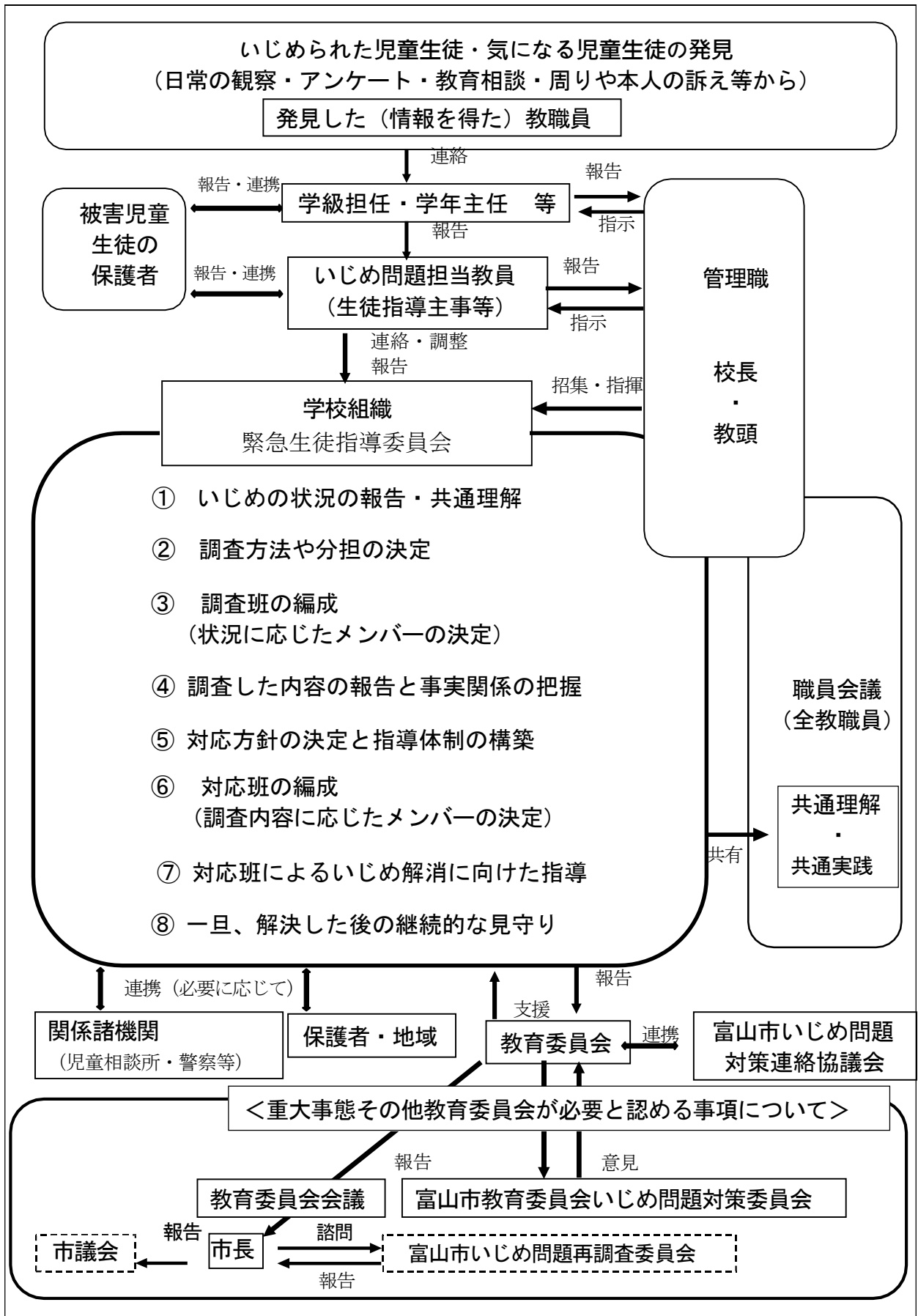
【関係機関連絡先】

富山市教育委員会	443-2210	TSビル	PTA会長(川瀬)	090-2617-4616
富山中央警察署	444-0110	赤江町	自治振興会長(松下)	432-0444
奥田交番	432-0217	久方町	民・児協会会長(竹中)	432-0333
県警サポートセンター	441-2211	新総曲輪	学校運営協議会長(松本)	432-0736
富山児童相談所	423-4000	東石金町		
富山地方法務局	441-0550	牛島新町		

【表1 緊急生徒指導委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備考
校長	高地 修	総 括		
教頭	松原 弘芳	指 揮		
教務主任	平野 和美	調査班		
生徒指導主事	碓井 和美	調査班		
教育相談担当	伊藤 百花	調査班	対応班	
スクールカウンセラー	密田 博子、宮崎 光明		対応班	
スクールソーシャルワーカー	山本美奈子			
各学年主任及び特別支援級担当	小杉真悠子、須田加奈子、大澤 京子、 夏野 有里、河端 秋人、 井口 麻実、佐伯佐智子、高瀬 優、 高野 益美	調査班	対応班	
養護教諭	灰谷 奈津美	調査班		
担任等関係教員	坪坂 孝欣、浦 尚也、菊地 若奈、 高田きよの、吉澤 智里、山本 奨真、 吉田 広輝、大崎 龍人、山下 博啓、 斉藤 紀子、山崎由香子、岩城 匠郎、 高畠 和美、安守 菜摘、 浅生 美幸、川崎 佳枝	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会	事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施				
	校内委員会(生徒指導委員会①) ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議			生徒指導委員会② ・情報共有 ・2学期の指導計画の確認	
未然防止の取組	いじめ実態把握				
	学級・学年づくり・縦割り活動・人間関係づくり (わくわく活動・運動会・校外学習等)				
	道徳重点目標の共通理解 特別活動の推進		児童会による未然防止に向けた 自治活動(学校づくり会議・代表委員会)		
早期発見の取組	SCとの面談(希望制)・相談室の活用				
	教育相談週間①		教育相談週間②		
	こころのけんこうアンケート(毎月1日)				
				保護者・児童・教員による 学校評価アンケート①	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会	事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施						
			生徒指導委員会実施③ ・指導計画の見直し				
未然防止の取組	学級・学年づくり・縦割り活動・人間関係づくり (わくわく活動・学習発表会・感謝の集い・ 校外学習等)			学級・学年づくり 縦割り活動・人間関係づくり (卒業を祝う週間・校外学習等)			
	道徳教育の充実・人権教育の充実						
	児童会による未然防止に向けた自治活動(学校づくり会議・代表委員会)						
早期発見の取組	SCとの面談(希望制)・相談室の活用						
	こころのけんこうアンケート(毎月1日)						
		教育相談週間 ③			教育相談週間 ④		
		保護者・児童・教員による 学校評価アンケート②					

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ◎これらがいじめによるものである疑いが生じているとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上欠席を目安とする。）
- ◎これらがいじめによるものである疑いが生じているとき
- ・一定期間連続して欠席している場合
- ◎その他
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとし、報告・調査等に当たる必要があります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。